

# 2024年（令和6年）4月から、 日常生活用具費支給事業の対象品目に、 『人工内耳用電池・充電池・充電器』を追加します。

身体障がい者手帳(聴覚障がい)を所持し、人工内耳を装用している方に、人工内耳用電池等の購入に係る費用の一部を支給します。

## 1 支給対象者(以下すべてに該当する方)

- ・原則、福山市内に在住し身体障がい者手帳(聴覚障がい)をお持ちの方
- ・人工内耳を装用している方
- ・世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円未満の方

## 2 対象用具

- ・人工内耳用電池、充電池（両耳装用の場合、左右それぞれ給付可）  
※「電池」、または「充電池」のいずれかの給付となります。
- ・人工内耳用充電器 ※「充電池」を使用している方が対象です。

## 3 基準額

- ・人工内耳用電池 2,500円（1か月あたり）
- ・人工内耳用充電池 18,000円（1年）
- ・人工内耳用充電器 29,000円（3年）

※原則、自己負担は基準額の1割。生活保護世帯・市民税非課税世帯は、1割負担なし。  
（基準額を超えた部分は、全額自己負担）

## 4 申請手続き ※必ず購入前に申請が必要です！

申請書に次の ◎必要書類 を添えて、お近くの窓口もしくは郵送で申請してください。  
◎身体障がい者手帳 ◎人工内耳装用者カード ◎マイナンバーが確認できる書類等

## 5 受付窓口・問い合わせ先

- 障がい福祉課（TEL084-928-1063 FAX084-928-1730）
- 松永保健福祉課（TEL084-930-0410 FAX084-934-4882）
- 北部保健福祉課（TEL084-976-8803 FAX084-976-8150）
- 東部保健福祉課（TEL084-940-2572 FAX084-947-5658）
- 神辺保健福祉課（TEL084-962-5005 FAX084-963-9009）
- 新市支所保健福祉担当（TEL0847-52-5515 FAX0847-52-6916）
- 沼隈支所保健福祉担当（TEL084-980-7704 FAX084-987-2382）

【郵送先】〒720-8501 福山市東桜町3番5号 保健福祉局福祉部障がい福祉課 まで